

## 小海町奨学金返済支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する者のうち、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返済する者に対し補助金を交付することにより、人口流失を防ぎ、定住の促進を図り、もって地域社会を担う人材の確保及び活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、大学等とは、大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校をいう。

### (補助対象となる奨学金)

第3条 この要綱による補助の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 小海町奨学金
- (4) その他町長が認める奨学金

### (補助金の受給要件)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者(公務員である者を除く。)とする。

- (1) 大学等に修学し、在学中に前条の奨学金の貸与を受け、現に返済をしている者。
- (2) 補助金の交付申請初年度において40歳以下で、次条の規定による補助金の算定対象期間に小海町に住民登録があり、かつ、現に居住している者で、引き続き小海町に居住する意思のある者。
- (3) 申請時において佐久広域管内の事業所等に就業している者。(自ら事業を営む者を含む。)
- (4) 町税等を滞納していない世帯に属する者。
- (5) 町の移住定住促進及び就業促進に係る補助金等の給付を受けていない者。

### (補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は奨学金の返済を行う当該会計年度とし、交付対象経費は当該期間に返済した金額とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める返済額の1/2以内の額とし、15万円を限度とする。ただし、小海町の事業所に就業する者にあつては同返済額の2/3の額とし、20万円を限度とする。また、佐久広域管内の医療施設あるいは福祉施設等に看護師、保健師、介護福祉士として就業している者にあつては同返済額の3/4以内の額とし、22.5万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、小海町奨学金返済支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し。
- (2) 補助金の算定期間における奨学金の返済額を証する書類の写し(領収書、預金通帳等の写し)
- (3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- (4) 世帯全員の町税等の納税証明書又は非課税証明書
- (5) 事業所等から交付される就労証明書(様式第2号)又は自ら業を営むことを証する書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対して小海町奨学金返済支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という)が補助金の交付を受けようとするときは、小海町奨学金返済支援補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に掲げる受給要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正等により交付決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、小海町奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第 11 条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し小海町奨学金返済支援補助金返還命令書（様式第 6 号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

**第 12 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。